

土石の堆積に関する写真撮影についての注意事項

1.写真撮影について

土石の堆積において、宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 4 項の規定による完了検査の際の資料とするため、土石の堆積に関する工事の確認申請書に工事写真を添付してください。

2.写真撮影の箇所等

①着手前写真

(I) 全景

敷地の状況が確認できるもの。

②完了後の写真（土石を除却した後の写真）

(I) 全景

土石や排水施設等を除却したことが確認できるもの。（現況写真撮影時と同地点を撮影したもの）

3.注意事項

- ・写真は撮影年月日がわかるようにして、『①着手前写真』『②完了後の写真』を分け、見やすく整理してください。（図-1）

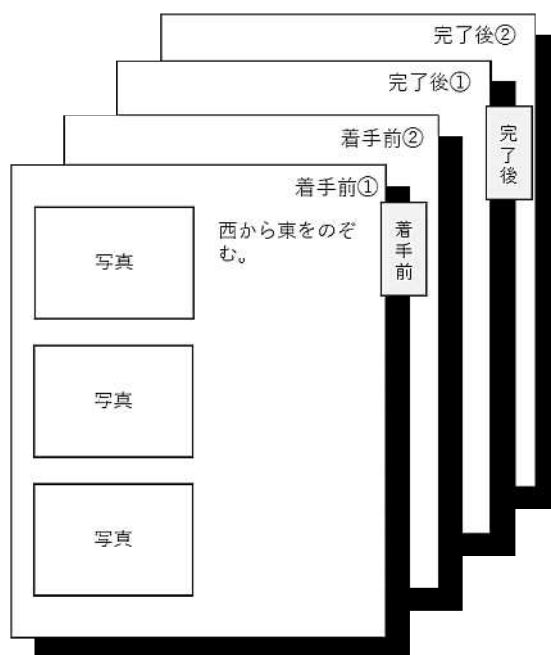


図-1